



会員からの相談事例

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕
弁護士・医師 福田 友 洋
弁護士 土田 慧

【事例】

(1) 当院を受診した患者Aから、韓国へ渡航する用務があるところ、入国審査の際に新型コロナウイルス感染症に感染していない旨の診断書が必要であるとして、その旨の診断書を発行するよう要望がありました。

当院としては、患者Aが新型コロナウイルスに感染していないことの判断がつきませんでしたので、希望する診断書は作成できないことをお伝えしましたが、患者Aはこの対応に不満を述べております。

このような場合、診断書の発行を拒否することができるのでしょうか。

(2) (1) の患者Aに対して、新型コロナウイルスの関連症状がないことまでは判断でき、その旨の診断書は作成できるのですが、今度は患者Aから査証申請に使う都合上、「診断日の日付を空欄にしてほしい」との要望がありました。

この要望に応じてよいのでしょうか。

(3) 当院受診の患者BからPCR検査を受けさせるよう要望がありました。

しかし、患者Bは感染が疑われる患者の要件には該当せず、新型コロナウイルスに感染していると疑われる事情はありません。

患者Bへは、この点を説明してPCR検査が必要であるとは判断できないと伝えましたが、患者Bからは執拗にPCR検査を受けさせたり、必要であると判断するよう要求がありました。

この場合どのように対応すればよいでしょうか。

【回答】

■ (1) について

患者が希望する内容の診断書は発行できない旨を説明し、それでも患者が新型コロナウイルスに感染していない旨の診断書の発行を求める場合には、診断書の発行を拒否することができます。

■ (2) について

「診断日の日付を空欄にしてほしい」との要望は拒否することができますし、拒否するべきといえます。

■ (3) について

まずは、PCR検査を受けられる条件が揃っていない旨を十分に説明し、それでも納得しない場合には、お帰り頂くよう求めることが考えられます。それでも居座り続けたり、執拗に要求を続ける場合には、警察への通報もやむを得ないものと思料致します。

【解説】

■ (1) について

1 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年4月13日より韓国入国に当たっての査証免除・無査証入国を暫定的に停止する措置が講じられております。これに伴い、査証の審査が強化され、日本から韓国に入国する際には医療機関が発行した診断書（査証申請日から48時間以内に医療機関で検査を受け、発熱、咳、悪寒、頭痛、筋肉痛、肺炎など19の関連の症状の有無が記載された診断書）の提出が求められるようになりました¹。

2 本件相談のように、韓国へ渡航する必要があ

る場合にも査証申請にあたって診断書の提出が必要であることから、新型コロナウイルスに感染していない旨の診断書の発行を求められる場合があります。

このような場合でなくとも、例えば、発熱や呼吸器症状があつて仕事を休んだ患者が、職場に提出するために新型コロナウイルスに感染していない旨の診断書の発行を求める場合等も考えられます。

しかしながら、新型コロナウイルスに限らず、感染していないことを医学的に証明することは難しく、感染していない旨の診断書の発行は極めて困難を伴うものと思われます。

3 医師法19条2項では、医師は診断書の交付の求めがあった場合には正当な事由がなければ拒んではならないことが定められております（診断書交付義務）。そして、医師法19条2項の診断書交付義務の趣旨は、患者との診療契約の中にも当然に含まれるものと解釈されます²。

他方で、診断書は医師自らの医学的判断に基づいて作成されるべきものであり、患者の要求に応じた内容の通りに作成することは避けなければなりません。

この点、診断書の交付義務が免除される「正当な事由」があるかは、医師側、患者側、その他の事情を勘案・衡量して個別判断されるものですが、典型例としては、①個人情報漏洩や犯罪に使用されるおそれのある場合、②虚偽の記載をするよう求められた場合、③患者や第三者などに病名や症状が知られると診療上重大な支障が生ずるおそれがある場合が挙げられます³。

本件相談のように、患者Aが求めるような新型コロナウイルスに感染していない旨の診断書

の交付を求める場合、医学的に判断できない場合には、②虚偽の記載をするよう求めているものと捉えることができますので、診断書の交付を拒否することができる「正当な事由」があると言えます。

4 したがって、本件相談の場合、まず患者Aに対して希望通りの診断書の発行はできないことを説明する必要があります。その上で、患者Aがなおも新型コロナウイルスに感染していない旨の診断書を求める場合には診断書の発行を拒否することができます。

なお、説明を行った上で、患者Aが診断書の内容は医師の判断に委ねるとする場合（内容はさておき単に診断書を作成してもらいたいとの意向の場合）には、この場合は虚偽の記載を求めているとまでは言えませんので、診察した医師の判断の通りに、診断書を発行しなければなりません⁴。

■ (2)について

前述の通り、日本から韓国に入国する際には査証申請日から48時間以内に医療機関で検査を受け、19の関連の症状の有無が記載された診断書を提出する必要があります。

査証申請日から48時間を経過すると診断書を使用できなくなってしまうことから、渡航希望者が自身で自由に日付を記入できるよう診断日を空欄にできないか求められるケースがあります。

しかし、診断書はあくまで診断日における医学的判断・評価を記載するものですので、日付も含めて医師が記入すべきと言えます。仮に診断日以外の日付を無断で記入されてしまった場合、内容虚偽の診断書となってしまいます。

したがって、患者Bからの「診断日の日付を空

¹ 在大韓民国大使館ホームページ

https://www.kr.emb-japan.go.jp/people/safety/safety_200409.html

² 東京地裁昭和48年8月1日判決

³ 東京簡裁平成16年2月16日判決等

⁴ 前掲東京簡裁平成16年2月16日判決においても、説明した上でなおも診断書の発行自体を求める場合には、医師としての判断した結果を記載した診断書を交付すべき義務があると判示されております。

欄にしてほしい」との要望は、②虚偽の記載をするよう求められた場合と同視でき、診断書の発行を拒否できるものと考えられます。むしろ、勝手に日付が記入され、虚偽の診断書が査証申請に用いられかねないので、拒否するべきと言えます。

■ (3) について

1 自分が新型コロナウイルスに感染していないかを懸念して希望する場合はもちろん、例えばインドネシアや台湾など一部の国や地域では、商用目的の渡航の際に、PCR検査で陰性確認を義務付ける対応が行われていますので、海外渡航の用務のために、PCR検査を希望する場合もあります。

しかしながら、PCR検査を受けるためには、まず医師が必要と判断し、保健所と相談した上で保健所が必要と判断しなければなりません。このため、現在の運用では、一般の人が感染していないことの確認それ自体を目的としてPCR検査を受けることは、原則としてできません。

2 本件相談の患者Bのように、新型コロナウイルスへの感染が疑われる事情がないのにPCR検査を求める場合、まずは、患者BへPCR検査を受けられる要件を満たしていないことを説明したり、厚生労働省の電話相談窓口、札幌市的一般電話相談窓口⁵を案内して、理解を促すべきと言えます。

そして、十分な時間をかけて説明を尽くしても、なおもPCR検査を求め続ける場合には、要望には応じられずお引き取りするよう申し出て、退去を促すことも必要な措置と考えられます。

3 このように退去を求めたにもかかわらず、患者が居座り続ける場合、刑法上不退去罪に該当

します。

不退去罪（刑法130条後段）は、他人が管理する建造物において、退去を求められたのにその建造物から退去しない場合に成立します。

退去を求めて、なお院内に居座る行為は、この不退去罪に該当しますので、警察に通報し、対応を求めることもやむを得ないものと思料致します。

また、仮に患者が脅し文句を交えてPCR検査の要求や、PCR検査が必要であると判断するよう求めた場合、強要未遂罪の成立も考えられます。

強要罪（刑法223条）は、被強要者やその親族の生命、身体、自由、名誉、財産に対し害を加える脅迫を行い、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせた場合に成立します。強要罪における暴行は、人に対する暴行だけでなく、相手に向けられた物に対する暴行（対物暴行）も含まれます。そして、強要の目的で脅迫や暴行を行ったことのみでも、強要未遂罪が成立します。

患者Bが激高し、医師や病院に危害を加える旨をほのめかしたり、物を投げる、机を叩くといった行為に及んだ場合には、強要罪における脅迫や、暴行（対物暴行）に該当すると評価できます⁶。

4 このように、患者Bに十分な説明を行い、それでも納得しないために退去を求めたにもかかわらず、居座り続けたり脅迫的な発言や暴行に及んだ場合には、不退去罪、強要未遂罪といった犯罪が成立すると考えられますので、警察に通報し対応を求めるべきです。

⁵ 新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口：0120-565653

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口：011-632-4567

⁶ 中日新聞等の報道によれば、患者がPCR検査を求め、医師から断られたため、「このまま帰れって言うんか。おまえ、責任とれんのか。どうなっても知らんぞ」などと大声で怒鳴り、本年6月11日付で強要未遂罪で逮捕された事案が報じられております。